

様式第1号（第6条関係）

相模原市学校給食用物資納入業者登録申請書

年 月 日

（あて先） 相模原市長 殿

相模原市学校給食用物資納入業者として登録したいので、次のとおり申請します。なお、本申請書の記載事項は、事実と相違ないこと及び変更が生じた場合には速やかに変更届を提出することを誓約します。

1 本社基本情報

フリガナ		組織形態
商号又は名称		<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> その他
所在地又は住所	〒 -	
フリガナ		
代表者氏名	(代表印) 印	
電話番号	FAX 番号	

2 市内事業所情報（本社以外に市内事業所等がある場合は、記入してください）

※契約等における権限を委任する場合は、別途「委任状」が必要です。

市内事業所等の名称		市内事業所の所在地	〒 -
電話番号	- -	FAX 番号	- -

3 連絡先の指定（通常の連絡先にチェック（）を入れ、必要事項を記入してください。）

<input type="checkbox"/>	本社	<input type="checkbox"/>	市内事業所	<input type="checkbox"/>	その他（〒 - ）
担当者				メールアドレス	

4 店舗情報（本社ではなく市内事業所等で登録する場合は、登録する店舗の情報で記入してください）

従業員数	人 (うち配達人 人)	店舗面積 m ²	倉庫面積 m ²
設備情報			
主たる取引先	搬入先(仕入先)		
	納品先		

5 登録区分・取扱物資区分

I 学校別物資登録区分

登録を希望する「区別No.」欄に、チェック（✓）してください。（複数回答可）

区分No.	登録区分名	区分No.	登録区分名	区分No.	登録区分名
A	肉	F	冷凍食品	K	デザート
B	魚介	G	乾物・缶詰・レトル	L	野菜
C	鶏卵	H	冷蔵品	M	果物
D	豆腐	I	個袋	N	基幹物資
E	こんにゃく	J	調味料		

※配送地域区分を「6 配送地域区分（学校別物資）」で選択してください。

II 共通物資登録区分（市内全域へ同一価格で納入できることが要件）

登録を希望する場合は、「区別No.」に、チェック（✓）してください。（複数回答可）

区分No.	登録区分名	区分No.	登録区分名
f	冷凍食品	j	調味料
g	乾物・缶詰・レトル	k	デザート
h	冷蔵品	n	基幹物資
i	個袋		

6 配送地域区分（学校別物資） ※共通物資のみの登録の場合は選択不要です。

- ・②～⑧のすべての学校及び学校給食センターへ配送可能な場合⇒「①市内全域」のみに✓を入れる。
- ・①以外の場合⇒②～⑧の中から配送可能な地域区分に✓を入れる。（複数選択可）

✓欄	配送地域区分
	①市内全域 すべての相模原市立小学校(単独調理校のみ)及び給食センター

	②藤野地区 藤野小・藤野南小	※特定の学校のみの場合 〔 〕
	③緑区 当麻田小・宮上小・二本松小・橋本小・旭小・九沢小・相原小・ 大沢小・大島小・作の口小	※特定の学校のみの場合 〔 〕
	④中央区 新宿小・清新小・小山小・向陽小・田名小・田名北小・星が丘小・ 大野北小・上溝小・淵野辺小・陽光台小・中央小・弥栄小・横山 小・富士見小・淵野辺東小・上溝南小・光が丘小	※特定の学校のみの場合 〔 〕
	⑤南区 若松小・谷口小・若草小・新磯小・緑台小・麻溝小・東林小・く ぬぎ台小・鹿島台小・上鶴間小・鶴の台小・相模台小・夢の丘小・ 相武台小・大沼小・桜台小・鶴園小・南大野小・谷口台小・大野 小・双葉小・大野台中央小	※特定の学校のみの場合 〔 〕
	⑥上溝学校給食センター	
	⑦城山学校給食センター	
	⑧津久井学校給食センター	
	⑨大島学校給食センター	

- 1 配送先のうちの一部を配送先として登録することができる。
- 2 学校給食センターを配送先の区分とする場合における配送先の各学校給食センターには、それぞれ次に掲げる配送校を含む。
 - (1) 上溝学校給食センター 共和小・大野台小・並木小・陽光台小(※1)・弥栄小(※2)
 - (2) 城山学校給食センター 川尻小・湘南小・広陵小・広田小・桂北小・千木良小・内郷小・相模丘中・中沢中・北相中・内郷中
 - (3) 津久井学校給食センター 中野小・根小屋小・串川小・津久井中央小・中野中・串川中・藤野中・青和学園・鳥屋学園
 - (4) 大島学校給食センター 上溝中・田名中・大沢中・旭中・清新中・中央中・相原中・上溝南中・小山中・内出中

※1 陽光台小の代替配送予定時期は、令和8年9月から令和9年12月まで
※2 弥栄小の代替配送予定時期は、令和8年9月から12月まで

登録にあたって、下記事項を確認し、✓点を入れること

- 1. 学校給食が、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解及び適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを理解する。
- 2. 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、従業員の保健衛生の管理監督が行われている。
- 3. 食に関する法律その他の関連法令等を遵守している。
- 4. 従業員の保険衛生の管理監督が適切に行われている。
- 5. 相模原市が市税納付状況を調査することに同意する。